

# 令和8年度第8期安曇野市障害福祉計画・第4期安曇野市障害児福祉計画策定支援業務委託 仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度第8期安曇野市障害福祉計画・第4期安曇野市障害児福祉計画策定支援業務委託

## 2 目的

障害福祉サービス等の提供体制を整備し円滑な実施に関する計画である第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画が、令和8年度に最終年度を迎えるに当たり、当該計画の達成状況、国や県の障害福祉施策の動向、安曇野市の障がい者をめぐる環境やニーズの変化を把握し、新たな計画となる第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画を策定するために必要な支援及び関係業務を委託するものである。

なお、計画策定に当たり、関係法令及び国、県の通知・指針を踏まえ、本市における上位計画及び関係計画との整合を図るものとする。

## 3 委託業務期間 契約締結の日 から 令和9年3月19日まで

## 4 委託業務内容

### (1) 統計資料等整理

- ・ 障がい種類別人数の推移、障害者福祉サービスの利用状況、人的資源等の状況を既存統計データ等から把握する。
- ・ 障がい者の保健・福祉・医療等をめぐる制度改革の動向について、国、県の関連資料等を収集し、計画策定にあたっての前提条件と基本的課題を整理する。
- ・ 現行計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）検証のためのワークシートを作成し、現行計画の施策ごとの記載内容の点検、課題等の整理・分析を行う。
- ・ 上位計画及び関連計画の将来フレームを踏まえ、目標年次における年齢別人口推計に基づき、障がい別の人口推計等を行う。

### (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第88条 及び 児童福祉法 第33条の20 に規定される障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定

- ・ 現状分析業務で抽出した課題、委託者の保管する情報・データ等を統合し、国の基本指針を踏まえ総合的に検証した上で、計画期間における自立支援給付及び地域生活支援事業のサービス見込み量の算定を行う。
- ・ サービス見込み量の算出ワークシート作成は、受託者が委託者の指示に従い行う。
- ・ 社会福祉協議会、サービス事業者にヒアリング等を実施し、見込み量確保のための問題点や課題を把握する。
- ・ 令和7年度に実施したアンケート調査結果及び上記を踏まえ、「第8期安曇野市障害福祉計画・第4期安曇野市障害児福祉計画」の骨子・素案を作成する。

- ・ 国、県から示されるスケジュール、指針、中間報告等の情報把握に努め必要な対応を行う。

(3) 会議での説明等

- ・ 受託者は障害福祉運営委員会等の委託者が設置する会議（全5回程度を想定）の資料作成、内容説明、議事録の作成等を必要に応じて実施する。会議にあたっては、事前に打ち合わせを行う。  
なお、議題、運営方法、出席回数等については、発注者と別途協議するものとする。  
(委員会等の開催回数は目安であり、会議の進捗状況等により、回数を変更する可能性がある。)

(4) 計画書の印刷・製本（音声コード Uni-Voice付記）

- ・ 音声コード Uni-Voiceを付記し、計画書の編集を行い、100部印刷・製本を行う。

(5) 打合せ

- ・ 受託者は業務遂行に際して、その他必要となる助言及び提案を行う。

5 成果品

- (1) 計画書（A4版・表紙 色上質紙・60ページ程度・中身 1色刷り・音声コード Uni-Voice 付記）100部
- (2) 概要版（A4）100部
- (3) 電子データ一式（CD-ROM）

6 その他

- (1) 成果品の帰属については、すべて委託者とする。
- (2) 本事業の実施により知りえた情報を他に漏らしてはならない。事業完了後も同様とする。
- (3) 受託者は令和4年度以降に障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に係る支援の実績を有するとともに、策定支援実績を有する者を業務主担当者に配置すること。また、策定支援実績の一覧表を提出すること。  
なお、様式は任意とする。
- (4) 受注者は個人情報の適切な取り扱いを保証するプライバシーマークを取得していること。
- (5) この仕様書に記載されているもののほか、必要事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定する。

担当部署（問合せ先・書類提出先）

〒399-8281 長野県安曇野市豊科6000番地

安曇野市 福祉部 障がい者支援課 障がい福祉担当 担当：百瀬 勝彦

TEL：0263-71-2251 FAX：0263-71-2328

E-Mail：[sha-shougai@city.azumino.nagano.jp](mailto:sha-shougai@city.azumino.nagano.jp)

(別記)

## 個人情報の取扱いに係る特記事項

### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例（令和4年安曇野市条例第32号）その他関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (機密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (安全管理措置)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、き損及び改ざん（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件業務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受注者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受注者は、本件業務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理体制、安全対策その他の安全管理措置について、確認しなければならない。

### (第三者への委託等の禁止)

第6 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行い、第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託し、又は請け負わせてならない。

### (第三者への委託等の準用)

第7 この特記事項は、受注者が、発注者の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

### (業務従事者への周知)

第8 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

### (複写又は複製の禁止)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (資料等の返還)

第10 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

### (資料等の廃棄)

第11 受注者は、この契約による業務を処理するために、受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

### (監査及び調査)

第12 発注者は、この契約に係る個人情報の取扱いについて、安全管理措置が講じられているかどうか監査又は調査を行うことができる。

### (事故報告)

第13 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (指示)

第14 発注者は、受注者が契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

### (契約の解除及び損害の賠償)

第15 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(1) 本件事務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。

- (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が第三者への発注等をし、当該第三者等において発生した場合であっても、当該受注者が負うものとする。